

公益財団法人ちとせ環境と緑の財団のクリーンアップ推進員証に関する要領

平成 29 年 2 月 7 日

理 事 長 決 裁

(趣旨)

第 1 条 公益財団法人ちとせ環境と緑の財団（以下「財団」という。）の廃棄物の再資源化に係わる事業の円滑な成果拡大を図るため、クリーンアップ推進員であることの証明書（以下「推進員証」という。）を交付することとし、その取扱いについて、この要領に定める。

(定義)

第 2 条 この要領において、推進員とは、クリーンアップ推進員設置要綱第 1 条に基づくクリーンアップ推進員（以下「推進員」という。）をいう。

(推進員証の交付)

第 3 条 推進員証は、様式 1 のとおりとする。

2 推進員証の有効期間は、クリーンアップ推進員設置要綱第 5 条に基づく任期とする。

(推進員証の貸与等の禁止)

第 4 条 推進員は、推進員証を他人に貸与し、若しくは譲渡し、又はこれを訂正してはならない。

(推進員証の再交付)

第 5 条 推進員は、推進員証を紛失し、又はき損したときは、直ちに推進員証再交付願（様式 2）を理事長に提出し、その再交付を受けなければならない。

2 推進員は、推進員証の記載事項に変更が生じたときは、直ちに当該推進員証を理事長に返還し、その再交付を受けなければならない。

(推進員証に関する事務)

第 6 条 財団事務局長（以下「事務局長」という。）は、推進員証に関する事務を行う。

(推進員証交付簿)

第7条 事務局長は、推進員証交付簿(様式3)を備え、その交付の状況を明らかにしなければならない。

(推進員証の返還)

第8条 推進員が退任等の事由によりこの要領の適用を受けなくなったとき、又は新たに推進員証の交付を受けたときは、直ちに、現に交付を受けている推進員証を理事長に返還しなければならない。

(委任)

第9条 この要領の施行に関し必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項の交付については、クリーンアップ推進員設置要綱第5条第1項の委嘱の日とする。

(表)

5.5 cm

9 cm

公益財団法人 ちとせ環境と緑の財団

クリーンアップ推進員証

町 内 会 名

氏 名

有効期間 年 月 日～ 年 月 日
年 月 日交付

公益財団法人ちとせ環境と緑の財団 理事長 印

(裏)

- 1 本証は公益財団法人ちとせ環境と緑の財団の廃棄物の再資源化に係わる業務について、クリーンアップ推進員が職務を行う場合は必ず携帯してください。
- 2 本証は関係人の請求があったときは、いつでもこれを提示してください。
- 3 本証は他人に貸与し、又は譲渡してはなりません。
- 4 クリーンアップ推進員の身分を失ったときは、直ちに本証を理事長に返還してください。

様式2

クリーンアップ推進員証再交付願

公益財団法人ちとせ環境と緑の財団 理事長 様

年 月 日次の事由によりクリーンアップ推進員証を紛失（き損）しましたので再交付願います。

(事由) _____

年 月 日

町内会等：

町内会（自治会）クリーンアップ推進員

氏 名：

ⓐ 電話番号：

様式3

クリーンアップ推進員証交付簿

番号	町内会・自治会	氏名	電話番号	証再交付日・受付番号	備考

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。